

公益財団法人ルイ・パストゥール医学研究センター  
研究活動の不正行為に関する取扱規程

2016年1月5日制定

(主旨)

第1条 この規程は、平成26年8月26日文科科学大臣決定の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、当財団における研究活動が健全、かつ適正に行われるように、不正行為\*を防止することを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

\*不正行為とは、研究データや調査データにおいて、捏造、改ざん、盗用並びにその行為の証拠隠滅や立証妨害(実験記録や資料等の隠滅や破棄等を含む)、及び研究費の不正使用を意味する。

(告発等の取扱)

第2条 不正行為の告発は「研究活動の不正行為に関する告発窓口」に基づいて取り扱われるものとし、告発から調査、判定、懲罰に至るまでの全過程の責任は当財団の理事長が有する。但し、調査委員会の運営等の責任は調査委員長が負うものとする。

第3条 告発等を受け付けた場合は、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断しなければならない。また、当該調査の要否を配分機関および文科科学省にも報告しなければならない。

(調査委員会)

第4条 調査が必要と判断された場合は、下記のメンバーからなる調査委員会を設置しなければならない。

- 1) 調査委員会の委員長 \*4) のメンバーから1名を選出
- 2) 告発を受けた者が所属する部局の者
- 3) 当該事案に関連する研究を専門分野とする研究者 1名
- 4) 当財団以外の、財団及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない有識者 3名

(調査の実施)

第5条 調査委員会は、速やかに被告発者及びその関係者からの聞き取り調査、関係資料等の閲覧調査を実施し、下記の内容に関して調査しなければならない。

- 1) 不正の有無
- 2) 不正の内容
- 3) 関与した者及びその関与の程度
- 4) 不正使用程度の相当額
- 5) その他調査することが合理的と判断される事項

また、同時に調査対象者や告発者に調査委員会メンバーの氏名や所属及び調査内容、調査期間等を通知しなければならない。

(研究費の一時的使用停止)

第 6 条 必要に応じて、当財団は調査対象となっている被告発者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を一時的に命じることができる。

(判定及び認定)

第 7 条 調査委員会は、本調査の開始から、原則として 180 日以内に調査結果をまとめ、不正行為の有無について判定し、不正行為に関する証拠等で疑いの余地がない場合には、不正行為と認定する。但し、認定の前に被告発者に対して弁明の機会を与え、調査等の公正性を担保しなければならない。

2. 不正行為が認定された場合は、不正行為に関与した者及びその関与の程度、また不正使用の相当額についても認定するものとする。

3. 不正行為が認定されなかった場合は、その告発が正当なものであったかについても認定するものとする。但し、認定の前に告発者に対して弁明の機会を与え、調査等の公正性を担保しなければならない。

(不服申立)

第 8 条 不正行為を認定された被告発者は、認定後 2 週間以内に調査委員会に不服申立ができる。

2. 調査委員会は、申立に応じて不服申立の却下、あるいは再調査開始を決定しなければならない。再調査期間は 90 日間以内とする。再調査結果は配分機関および文部科学省に報告しなければならない。

(配分機関の取扱)

第 9 条 配分機関へは、下記の内容について対応しなければならない。

- 1) 調査方針、調査対象及び方法等についての報告と協議。
- 2) 調査結果、不正発生要因、再発防止計画書等を含む最終報告書の提出。但し、期日の 180 日以内に調査が完了しない場合には、調査の中間報告書を提出すること。
- 3) 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定のうえ、報告すること。
- 4) 配分機関が求めれば、調査終了前でも調査の進捗状況報告や中間報告の提出すること。
- 5) また当該事案に係る資料の提出または閲覧、現地調査に応じること（但し調査に支障がある等、正当な事由がある場合は除く）。
- 6) 上記 2) の調査結果については文部科学省にも報告しなければならない。

(守秘義務)

第 10 条 調査委員会のメンバー及び調査に関係する者は、この規定に基づく調査で知り得た情報に関して守秘義務を遵守しなければならない。

(関係者の保護)

第 11 条 告発者及び調査関係者が、告発や情報提供等を行ったことを理由に不利益な扱いを受けないように十分に配慮を行うものとする。

第 12 条 被告発者のプライバシー等の権利を不当に侵害することのように配慮し、不正行為がなかった場合には、被告発者の研究活動の正常化及び名誉回復の措置を講じるものとする。

(懲罰)

第 13 条 不正行為が認定された場合は、被告発者は懲戒処分(『就業規則』第 33 条で定める)や刑事告発等の対象になることもある。

(公表)

第 14 条 調査結果の公表については、不正の有無、不正の内容等、プライバシーを十分に考慮したうえで当財団のホームページで行なうものとする。

#### 附則

1. この規程は、2016 年 1 月 5 日から施行する。
2. 2016 年 3 月 31 日、一部改正。
3. 2017 年 1 月 16 日、一部改正。